

福岡空港滑走路増設関係者連絡調整会設置要綱（案）

（設置）

第1条 福岡空港滑走路増設計画の円滑な推進に当たっては、国と地域の関係行政機関が情報を共有し、連携し対応を進めることが重要であることから、福岡空港滑走路増設関係者連絡調整会（以下「連絡調整会」という。）を設置する。

（対象）

第2条 連絡調整会は、福岡空港滑走路増設計画及びそれに関連する事項について取り扱う。

（構成）

第3条 連絡調整会は、次に掲げる職にある者で構成する。

- （1）国土交通省九州地方整備局副局長
- （2）国土交通省大阪航空局長
- （3）福岡県副知事
- （4）福岡市副市長

（運営）

第4条 連絡調整会は必要に応じて開催する。

- 2 連絡調整会には、必要に応じて、国土交通省航空局の関係者が出席することができる。
- 3 連絡調整会には、構成員の求めに応じて、他の関係者が出席することができる。
- 4 連絡調整会の進行は、国土交通省九州地方整備局副局長とする。

（公開）

第5条 連絡調整会は、公開を原則とする。

（事務局）

第6条 連絡調整会の事務局は、九州地方整備局港湾空港部とする。

附 則

この要綱は、平成24年8月3日から施行する。